

磐梯町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

磐梯町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1～2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2～4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4～5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校における働き方改革を一層推進するため、2025年6月に「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、2026年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられたことから、「磐梯町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定いたしました。

(2) 本町の現状

本町では、令和3年に「磐梯町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」において、教職員の時間外在校時間の上限を年間360時間以内、月45時間以内と定め、教職員の子供と向き合う時間の確保及び時間外在校時間の縮減を目指して取り組んできました。

【令和6年度の時間外在校時間状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34時間	16.6%	0%
中学校	月40時間	33.3%	0%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする【R6結果13日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とする
【R7結果 7.7%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする。
(全国平均100)【R7結果 72.7】
- エ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金について、徴収金業務の対象範囲や徴収標準化や集金業務の一元化について検討する。
- ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・町顧問弁護士を活用し、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ①調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ②体育館等の施設・設備の管理
 - ・体育館の地域開放施設の管理業務について、事務負担の軽減を図る。

③部活動

- ・令和8年度から部活動の地域展開を導入し、配置拡充等を含め拡充推進を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置について検討するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。
- ・教育委員会において、学校が関係機関と連携・協働し、適切な分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下で校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%による。

エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和10年度までに全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休憩時間）の確保に取り組む。

- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- キ 早出遅出勤務、テレワークの導入について、令和9年度中に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、磐梯町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議で報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システム等で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間外が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理者向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため。首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。